

○熊本市区における総合行政の推進に関する規則〔地域政策課〕

平成31年3月27日

規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、区役所及び局等が区の区域内において行う事務事業について、その計画、実施、管理及び運営に関する相互の連絡調整を円滑にすることにより、区における総合的な行政の推進を図り、もって市民の満足度の向上と行政の効率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区役所 熊本市区役所等事務分掌規則(平成24年規則第2号)第2条第1項から第4項までに規定する区役所の組織をいう。
- (2) 局等 熊本市事務分掌条例(昭和46年条例第36号)第1条に規定する組織、教育委員会事務局、熊本市選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、交通局、上下水道局、病院局及び消防局をいう。
- (3) 局長等 局等の長(教育委員会事務局にあつては教育長、交通局、上下水道局及び病院局にあつては各企業管理者)をいう。

(区長及び局長等の責務)

第3条 区長は、区における総合的な行政の推進を図るため、局長等及び他の区長との間の必要な調整を行わなければならない。

2 区長及び局長等は、第1条の目的の達成に向けて、相互に協力しなければならない。

(情報の提供及び協議)

第4条 局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、特に重要と認めるときは、関係する区長に情報を提供し、当該区長の求めに応じて協議するものとする。

- (1) 事務事業の計画を策定し、又は変更する場合
- (2) 事務事業を実施するに際して、町内自治会その他の団体の協力を求める場合
- (3) 市民から局等に対して陳情等がなされた場合及びこれらに対する回答をする

場合

- (4) 工事に着手する場合及び当該工事が完成した場合
- (5) イベント、講演会その他の行事を実施する場合
- (6) その他局等が事務事業を実施する場合

(地域情報の収集等)

第5条 区長は、当該区における市民の要望その他の地域に関する情報（以下「地域情報」という。）を積極的に収集しなければならない。

2 区長は、地域情報を区役所内において共有し、必要に応じて他の区長への提供に努めなければならない。

3 区長は、地域情報のうち局等が所管する事務事業に関するものを、関係する局等に対し提供するよう努めなければならない。

4 区長は、地域情報を踏まえた行政課題（以下「地域課題」という。）を解決するため、関係する局長等に対し必要な措置を講ずるよう要請することができる。この場合において、当該局長等は、その実現に努めなければならない。

(地域課題調整会議)

第6条 地域課題の解決を図るため、地域課題調整会議を置く。

2 地域課題調整会議は、副市長、文化市民局長、政策局長、財政局長、地域課題に関係する区長及び局長等その他副市長（市長が指名する副市長に限る。次項において同じ。）が必要と認める職員をもって構成する。

3 副市長は、会務を総理し、地域課題調整会議を主宰する。

4 前3項に規定するもののほか、地域課題調整会議の運営について必要な事項については、別に定める。

(令2規則44・一部改正)

(文化市民局長による調整)

第7条 文化市民局長は、区における総合的な行政の推進を図るため、区長若しくは局長等から要請のあったとき又は特に必要があると認めるときは、区長及び局長等との間の必要な調整をすることができる。

(令2規則44・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第44号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。